

『平成 19 年度 第 1 回 横浜市社会福祉審議会総会』 会議録

開催日時	平成 20 年 1 月 17 日 (木) 15:00 ~ 16:33
場 所	ワークピア横浜 やまゆり
出席者 (五十音順)	齋藤委員長、大関委員、岡本委員、加藤委員、工藤委員、黒沢委員、島村委員、 新保委員、田中委員、橋本委員、長谷川委員、濱田委員、日浦委員、平井委員、 堀越委員、松本委員
欠席者	秋山委員、石井委員、今井委員、後藤委員、白野委員、松井委員、室津委員
会議形態	公開 (傍聴者なし)
議 題 等	1 議 題 (1) 新任委員の所属専門分科会の指名、身体障害者福祉専門分科会長の選出・ 会長職務代理者の指名について (2) 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について 2 報告事項 (1) 第 2 期横浜市地域福祉計画の策定について (2) 後期高齢者医療制度について
決定事項	1 新任委員の所属専門分科会の指名を行い、身体障害者福祉専門分科会長と して、平井委員が選出され、日浦委員が会長職務代理者に指名された。 2 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置が了承され、分科会委員 として、加藤委員、島村委員、橋本委員、日浦委員、松井委員が指名された。

・ 議事要旨

<b>【議題 1 新任委員の所属専門分科会の指名等について】</b>	
	<p>&lt;議題 1 &gt;</p> <p>平井委員の所属は身体障害者福祉専門分科会に指名、身体障害者福祉専門分科会長として平井委員が選出、日浦委員が会長職務代理者に指名されました。</p>
<b>【議題 2 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について】</b>	
事務局	<資料 3 にそって説明>
加藤 委員	<p>私どもの施設でも、18 年度から非常に人材不足で、定数に満たない状況となっています。多様な求人方法があり、応募はかなりあっても、短期間で退職するなど、継続的な勤務につながらないというのが実態です。</p> <p>一方、障害者自立支援法の制定により、新基準への移行期となっていますが、新基準では、介護度合いが高いと配置人数を多くしなければならず、国</p>

島村 委員	<p>の報酬単価と実際の給与ベースでは実際に支払う人件費が高く、支払いが難しいということも出てきてしまいます。</p> <p>また、看護師の配置についても非常に難しい状況で、介護保険法における地域包括支援センターでも、看護師や主任ケアマネジャーが欠員になっています。これは、業務の内容が非常に煩雑で、勤務時間内に仕事が終わらない日々となっている中で、これでは身体がもたないということで退職されるような方たちがいるためという話を伺っております。</p> <p>専任の職員の確保、それから一般介護支援職を含めての確保が、実態的には非常に難しくなっています。</p> <p>私は、地域の連合会の副会長も兼ねていますが、地域ではもっと厳しい状況で、アクセスのいい横浜はまだいいと言われております。また、横浜では、市の単独補助を随分手厚くいただいておりますので、非常に助かっておりますが、お金があっても人を確保できないというのが今の実情で、施設長会を開くと、その話題が多く、私、自身の施設でも非常に困っております。ぜひこの検討専門分科会が開催されて、良い試案が出てくることを期待しております。</p> <p>配布資料では、横浜市の特別養護老人ホーム入所者の平均要介護度が、平成19年3.95ということですが、私どもの施設では、4.33です。ほとんどの方が4度、5度ということで、現場の職員は疲れ果てています。それは特養だけではなく、先ほど加藤委員のお話にありましたけれども、地域包括支援センターの職員も同様です。</p> <p>私どもの施設は、駅から徒歩5分の非常に交通至便な場所にあるため、職員募集が行いやすいと思われておりますが、職員の確保は厳しく、職員募集は全国にむけて行っています。</p> <p>措置制度の頃の方が、ゆとりがあったような気がしています。介護保険制度が導入されて、とにかく複雑化した、煩雑化した、といったことを現場の職員たちは感じています。</p> <p>なぜこのように、福祉に熱意を持っていた職員が減少してしまったのか。生活が出来ないと言うことで、多くの方が転職したいと思っております。能力があって、色々なアイデアを持っていて、それを現場に活かせる人たちが、そのような状況にあるということが、とても悔しくて、残念でなりません。</p> <p>先ほどの説明で、メディアに訴えろとか、職場体験を取り入れるというようなことがあげられていましたが、今の現場を体験させたら、就職しようとする人はいなくなってしまうのではないかと思います。また、このまま内情をメディアに訴えたら、多くの方が失望してしまうのではないかと思います、現状での感想です。</p> <p>検討会で、6月ごろ取りまとめと報告案ということですが、早く何とかしていただきたい。もしかしたら、みんなが倒れてしまうかもしれないと感じています。</p>
-------	--

堀越 委員	<p>私は、事業者ではなく、家族として感じたことをお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>昨年は、いろいろなコムスンショックの後、指定取消を受けた事業者が数多くあって、その中で、家族は取り残されたという印象です。取り締まらなければいけないということは、法がある以上、仕方がないとは思いますが、取り締まるだけで、その後の対応が何も行われておりません。24時間、夜中の介護サービスはコムスンだけしか提供していなくて、徘徊老人がいるから夜中見回ってほしいとか、おむつの交換をしてほしいという要望に対し、対応してくれる事業者がどこもいなくて、結局、また家族の対応に戻ってしまいました。</p> <p>また、グループホームに入所したが、規定の人数が集まらないためユニットを閉鎖するというので、他のグループホームに移らなければいけないといったことも発生しています。</p> <p>指定取消等を行うのは簡単だと思いますが、その前に不足する人材等をどこからか補充する等、支援を行ってから、それでも改善しない場合に指定取消等を行ってほしいというのが、家族の切実な思いです。</p> <p>この1年間、取り残されてどうしたらいいだろうというような状況に陥った家族もたくさんいますし、また、戻された老人を抱えて、離婚してしまった家族もいます。</p> <p>そういった中で、現場施設の方達はとても頑張っていて、一生懸命、対応しています。また、福祉サービス関連の事業者は、職員が集まらない中、人員が少し規定より欠けていても、利用者がある限り、サービス提供を続けようと思って尽力していますが、このような状況下で、法律という規制の中で取り締まられてしまうというのは、置き去りにされたと感じています。</p> <p>ぜひ、この分科会において、もっと現実的な、福祉人材をきっちりと確保できるような案を立てていただきますようお願いいたします。</p>
工藤 委員	<p>職場体験やボランティア体験についてですが、福祉の現場について実感したり、体験する機会が、横浜で暮らしているとあまり無いと思っています。</p> <p>私も議員活動の中で、インターンシップを行っていきまして、インターンを受け入れるというのは、簡単ではないとは思っていますが、やはり体験してみないと分からないことは多いと思います。</p> <p>島村委員がおっしゃったとおり、今、このような現状をととても見せられないというお話もありますが、広く、市民の共有意識として、この現状が受けとめられていかないと、次のステップには進まないのではないかという思いもありまして、ぜひ、職場体験やボランティア体験も検討課題に取り入れていただきたいと思います。</p>
橋本 委員	<p>皆様のご意見を伺っていて、そのとおりだと思いますが、実は、大変問題になっているのは、特別養護老人ホームに入居できない人達が入っている、</p>

有料老人ホームと称するところです。指定を受けているところは、それなりに届け出をしておりますし、指導もありますが、勝手に有料老人ホームと言って、任意に運営しているところで働く人たちの待遇は、もっと劣悪というようなことがあります。

ですから、やはり福祉人材というのを、今、もっと広くとらえていかなくてはいけないのではないかと。90年の制度改正のときに、サービスの利用者を普遍化すると言っていったわけですから、所得階層に関係なく、福祉ニーズは発生しており、お金のある方はいいけれども、そうでない方の問題は非常に重要ですし、その人たちをどう支えるかというように、幅広く考える必要があります。

また、社会福祉法人の経営が大変難しくなっているのは、従来の措置制度時代と違いまして、建物を建てかえるというような費用に対する補助金が非常に少なくなっていますし、ボーナスや昇給財源も少なくなっていますので、日常の運営費の中で剰余金を残さなければいけないという努力をされています。そうしますと、ますますもって人件費に回す分が少なくなってしまうと思います。研究者の中でも、人件費比率を50%以下にしなければいけないというようなことを言う人たちがいますし、それを実行しているような社会福祉法人の経営者もいる中で、やはり私は、人材を確保し教育するということが、経営者に対してもあるべき姿を明確にして示していかなければいけないと思っています。

この問題というのは、非常に奥が深いですし、少し広げ過ぎてしまいますけれども、先ほどのご説明でもありました国が要求していることは、間違っていないかもしれませんが、それを裏打ちすることは何も用意されていない。ハードルを高くしていて、誤りではないけれども人件費の保証等がありません。私どもの大学でも優秀な学生たちは、社会福祉の仕事をしたいと思っておりますが、条件が合わないので就職しないというように、良い人材がどんどん逃げていってしまっています。

本当に良い検討の機会ですから、幅広くきちっと検討して、横浜市ならではの、これはお金がなければ始まらないことですから、財源をどのようにつくっていくかということも考えるといったような、実質的にどうするかということをごきちんと検討していただきたいと思っています。

岡本 委員

私も、地元の施設を運営されている方たちから、求人到大変お金がかかっていて、求人費だけでも莫大な金額になっているというお話も伺いますし、本当に人を確保して長く働いてもらうことが大変難しいということも聞いています。

そのような中で、外国人を受け入れ、施設に紹介している団体があると聞いていますが、ご存じでしょうか。

また、外国人が特別養護老人ホームで就労することは出来るのでしょうか。横浜市として、介護施設への外国人の就労を考えているのか、お聞きかせ願

事務局	<p>いたいと思います。</p> <p>岡本委員ご指摘の、外国人を受け入れている団体についての情報は、把握しておりません。基本的に、介護労働につきましては、就労ビザはおりないので、就労できないことになっています。今後、介護分野への外国人就労については、例えば、フィリピンとの経済連携協定等で、例外的に検討していくという状況です。</p>
田中 委員	<p>実際の現場のお話は、まさに私も聞いているところと全く同じですし、より厳しいのかなという印象をさらに持ちました。</p> <p>先ほど橋本委員のご発言にありましたように、国の指摘事項というのは、およそわかっていることで、それをいかに解決するかという具体策が問題と思います。その辺をぜひ検討していただきたい。</p> <p>また、私の専門が福祉用具でして、福祉用具を活用していくという点から見ると、北欧等では、重労働に関しては上手に器械を利用しています。実際に法律等で規定している場合もあり、例えば、20キロ以上の者を介護する場合は用具等の使用が義務づけられているなど、多少なりとも健康を害さないという配慮がされております。看護・介護に関して、世界的な趨勢としては、やはりそこに従事する職員がいかに健康を維持していくかという方法がかなり明確になってきておりますので、そのような点からもぜひ検討をしていただきたいと思います。</p>
日浦 委員	<p>私の施設も人材確保について非常に厳しい状況で、新聞の全国版でも大きく取り上げられたこともあります。ただ、最近、採用した職員で、30歳代後半で、今まで親にパラサイトしていた人がいますが、この職員は、親が病気になったのを契機に働き始めたということです。このような、30代後半で、仕事をしていない人やフリーター等の応募が数人ありました。その中で真剣に人生を考えている人もいましたし、いろいろな人材が活用できると思っております。</p> <p>また、工藤委員がおっしゃった施設体験は、教育の中で取り入れるべきと思っております。今日も看護学校、それから福祉専門学校の人たちが10人程度、いらっしゃっていますが、一人ずつ丁寧に対応しています。何よりも、この仕事がどういう意味があって、自分たちがどのような志を持ってここで働いているのかということ、現場の職員が一人一人語るということはとても大事で、それで就職した人はもちろんいますし、中学生が、一緒になってバザーを体験し、その体験により、福祉専門学校へ進んだ方もいます。</p> <p>やはり理屈ではなくて、そこにいる人間の想いを伝えるということで、私は色々な人を受け入れていきたいし、教育の中で早くからそれを実施するなど、教育とは密接に連携したいと思っております。</p>

濱田 委員	<p>私事ですが、親の介護をしていたとき仕事を続けられたのは、介護保険制度のおかげであり、介護保険というのは、やはり良い制度と今さらながらに思っています。また、このような自分が持っている想いを、日浦委員がおっしゃったように、次の世代に伝えていく必要があるとも考えています。</p> <p>職員募集をしますと、私どもにも、たくさん応募があります。ホームページでの情報公開や、多くの実習生の受け入れ、引きこもりの子どもたちの受け入れ、小学校の福祉体験も行っており、このように、いろいろなことに応えているので事業が続いているのだろうと思っています。</p> <p>ただ、事業所一つで様々な想いを伝えていき、事業を広げていくというのは、とても難しい時代になっています。私どもでも、いつもお願いするのは、地域を長く支えてきた民生委員の方たちで、子どもたちの教育ですとか、実習生の受け入れも一緒にさせていただいています。</p> <p>もともと横浜に長く住んでいて、ここで老いていく人や、または、子どもを産んで次世代を育てようとしている人も多くいるのですから、363万人の知恵と工夫が詰まっているような審議をしていただきたいと思います。地域で色々な工夫をしていることも、ぜひここで検討していただいて、その色々な工夫の積み重ねを数多く載せていただけるような答申をしていただけたらと思います。</p>
齋藤 委員長	<p>分科会の進め方ですが、委員の皆さんから、分科会に対してご意見を言っただけ、または、分科会から個別に皆様方へヒアリングをさせていただいても良いと思っています。皆様方の今、おっしゃられたような意見をまとめ、横浜市社会福祉審議会の分科会として、ぜひ横浜らしさを出していただけるよう検討をしていただきたいと思っています。</p> <p>それでは、検討専門分科会の設置について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">＜全員 了承＞</p>
齋藤 委員長	<p>それでは、この福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置を決めさせていただきます。また、分科会の委員につきましては、私から指名させていただくことになっておりますので、当審議会からは、加藤委員、島村委員、橋本委員、日浦委員、松井委員の5人の方を指名させていただきます。また、全員で7人程度ということですので、あと2人は、当審議会の臨時委員として、後ほど指名させていただきたいと思います。</p>
<b>【報告事項1 第2期横浜市地域福祉計画の策定について】</b>	
事務局	＜資料4にそって説明＞
橋本 委員	評価についてですが、定量的な評価は難しいと思いますが、どのような評

事務局	<p>価方法を考えているのか。また、資料で、地域の要支援者として「生活弱者やマイノリティー」という表現がありますが、具体的には、どのような方たちのことをマイノリティーとされているのか。市民感覚で、理解しやすい言葉で議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>まさしく、今、評価指標と申しますか、評価基準というのをどのようなものに設定しようかということを検討いただいているところです。いわゆる数字ということだけでなく、例えば、横浜市の地域福祉施策としてこの計画の位置づけがされたことによって、区の計画がどの程度、進んだのかとか、あるいは、住民参加による推進の仕組みをつくったことによって、住民の皆様の活動がどのくらい進展したのかとか、あるいは、区の推進体制、区の計画の策定方法についてはどうだったのかとか、あるいは、市のリーディング事業で、地域福祉コーディネーターの養成、あるいは福祉保健カレッジという事業を実施しておりますが、これがどの程度、進捗したのかといったようなことにつきまして、策定委員の皆様のご意見をいただいて、評価を決めさせていただくようになります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、マイノリティーという言葉を一一般の市民の方にわかりやすいような表現にするということで、例えば、ひとり暮らし高齢者で、特に最近多い孤独死といったような問題が出ておりますけれど、そういう方とか、あるいは、障害のある方を抱えているご家族の方で、災害時にいろいろな心配を抱えているけれども、なかなかそういうような問題が地域に顕在化していないとか、あるいは、ホームレスとか、日本語のわからない外国人の方とか、そのような方々がいるのではないかというご意見もありました。そういった方とどのような関わりが持てるかといったことをこれから検討していきたいと考えております。</p>
<b>【報告事項2 後期高齢者医療制度について】</b>	
事務局	<p>&lt;資料5にそって説明&gt;</p>
工藤 委員	<p>広報の取り組みについてですが、この年末年始、地域でお話する機会があっても、率直に私が感じるところで、この後期高齢者医療制度について、話題に出たり、また、お問い合わせやご意見は、それほど多くありませんでした。当事者の方、もしくはご家族の方を含めて、制度を十分、理解していただけるようなことを、委員の方々から、何かご提案をいただければ、大変ありがたいと思います。</p>
大関 委員	<p>この後期高齢者医療広域連合は、保険料等を定めるだけで、徴収や、市民の皆さんからの苦情受付等は横浜市が担当すると聞いておりますので、工藤</p>

事務局	<p>委員からもお話がありましたように、今、広報を十分に実施された方が良いと思います。</p> <p>ご指摘のとおり、運営主体は広域連合ということですが、広域連合は窓口を持っておりません。そのため、保険料徴収は市町村が担当しますので、苦情などについては、市民の方はおそらく市町村の窓口にいらっしゃると思います。</p> <p>周知の方法として、今お手元にお配りしたリーフレットですが、これは各区の窓口や、お年寄りの方が比較的良好に使う施設などにも置いていただいております。ただし、リーフレットも1つは神奈川県が作ったもの、他の1つは厚生労働省が作ったものということで、どこが主体となって進めていくのかということが、これからの課題となっております。</p> <p>市としての役割も当然ありますので、周知につきましては、引き続き十分に行っていきたいと思っています。</p>
齋藤 委員長	<p>今月、対象者にダイレクトメールを送信するということが、30万人全員に出すということで、受け取ってからのほうが、いろいろ問い合わせが多くなりますね。</p>
事務局	<p>一番、お問い合わせがあるのは、新年度に入ってからで、保険料の通知が送られたときと予想しています。ただし、新年度に入ってからでは、もう制度が始まってしまいますので、ダイレクトメール、あるいは被保険者証をお渡しするときに、周知をしたいと考えております。</p>
齋藤 委員長	<p>保険料は、年金から引かれることもあり、非常に興味を持たれると思います。ぜひ、今、お話が出たようなことで取り組みいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">＜議事終了＞</p>
<p>資料1 横浜市社会福祉審議会委員名簿</p> <p>資料2 関係法令等</p> <p style="text-align: center;">【社会福祉法(抄)・社会福祉法施行令(抄)・横浜市社会福祉審議会条例・横浜市社会福祉審議会運営要綱】</p> <p>資料3 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について</p> <p>資料4 第2期横浜市地域福祉計画の策定について</p> <p>資料5 後期高齢者医療制度について</p>	



## 横浜市社会福祉審議会委員名簿

\* 分科会：「民生委員審査専門分科会」「身体障害者福祉専門分科会」「高齢者福祉専門分科会」

(☆印は、身体障害者障害程度審査部会の所属を兼ねることを表す。)

区分	氏名	職名	分科会(*)			備考
			民生	身障	高齢者	
市会議員	1	岡本 英子	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員長	○		
	2	工藤 裕一郎	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会副委員長	○		
	3	松本 研	市会こども青少年・健康福祉・病院経営委員会委員	○		
社会福祉事業従事者 (五十音順)	4	加藤 和彦	横浜知的障害関連施設協議会会長	○		
	5	齋藤 史郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長			○
	6	島村 和子	社会福祉法人横浜太陽会特別養護老人ホーム白朋苑施設長			○
	7	田中 理	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団常務理事		○	
	8	長谷川 正義	横浜市民生委員児童委員協議会会長	○		
	9	濱田 静江	特定非営利活動法人市民セクターよこはま副理事長			○
	10	日浦 美智江	社会福祉法人訪問の家理事長		○	
	11	堀越 ひろみ	社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人			○
	12	松井 住仁	社団法人横浜市福祉事業経営者会会長			○
	13	室津 滋樹	横浜市グループホーム連絡会会長		○	
学識経験者 (五十音順)	14	秋山 理砂	神奈川新聞社編集局経済部記者		○	
	15	石井 正雄	横浜市町内会連合会副会長	○		
	16	今井 三男	社団法人横浜市医師会会長			○
	17	大関 亮子	弁護士(横浜弁護士会会員)	○		
	18	黒沢 一夫	横浜市労働組合連盟執行副委員長		○	
	19	後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭			○
	20	新保 美香	明治学院大学社会学部助教授			○
	21	白野 明	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団顧問		○☆	
	22	橋本 泰子	大正大学人間学部教授	○		
	23	平井 晃	社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長			

## 社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日

法律 第 45 号

## 第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 9 条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第 1 項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

# 社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日

政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

**第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法\*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。  
（審査部会）

**第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

# 横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。  
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成12年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

# 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第3号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則



この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

## 福祉人材の確保等に関する検討専門分科会の設置について

### 1 福祉人材確保・育成の状況

#### (1) 国の状況

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」について  
(平成19年8月) <2~4ページ「人材確保指針の概要」参照>

#### (2) 横浜市の状況

<5ページ「横浜市の状況」参照>

### 2 検討専門分科会の設置について(案)

#### (1) 設置趣旨

障害者、高齢者の福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくため、横浜市では平成20年度に今後の取組についての検討を行う予定です。これに先立ち、検討の方向性等を提言していただくため、専門分科会を設置します。

#### (2) 検討専門分科会委員構成

本審議会委員から5名及び臨時委員(学識経験者等1~2名)の計7名程度

#### ※根拠規定

##### ① 臨時の専門分科会として設置

社会福祉法第11条第2項及び横浜市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項により  
臨時の専門分科会として設置する。

##### ② 専門分科会の委員の指名

横浜市社会福祉審議会条例第6条第1項により委員長が指名する。

#### (3) 検討の予定

平成20年 2月頃 第1回検討分科会 現状分析と課題の把握  
4月頃 第2回検討分科会 第1回検討を踏まえた取組の方向性について  
6月頃 第3回検討分科会 とりまとめと報告案

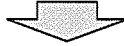
厚生労働省資料『「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて』（平成19年8月）から抜粋

## 人材確保指針の概要

# 福祉人材確保指針の見直しの概要

## 1. 見直しの背景

- 指針が制定された平成5(1993)年以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
- 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。



このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

## 2. 就業の動向

### 福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い（介護保険サービス従事者の約8割）。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加（訪問介護サービス従事者の約8割）。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い（入職率約28%、離職率約20%）。
- ・ 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・ 潜在的有資格者等が多数存在（介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人）。等

### 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。  
（介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人（労働力人口の約1.5%）であるが、平成26年には約140～160万人（同約2.1～2.4%）が必要）

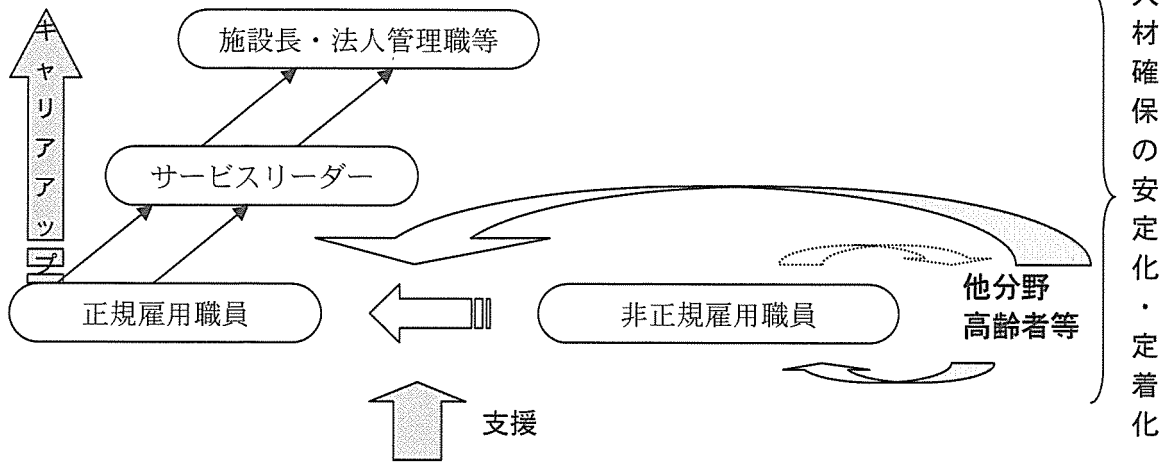
## 3. 人材確保のための措置

- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスもあわせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理



- ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
- 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

#### 4. 新たな指針のポイント



#### 労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価のあり方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

#### キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業員のキャリアパスの構築や研修体系
- 従業員のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

#### 福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

#### 潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

#### 多様な人材の参入・参画の促進

- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

指針の実施状況の評価・検証し、必要に応じて見直す。

## 横浜市の状況

### 1 特別養護老人ホーム等

#### (1) 横浜市の固有課題

- ① 特別養護老人ホームの整備と介護人材  
年間900床の緊急整備（横浜市中期計画：H22まで）  
→ 毎年新たに300人以上の介護職等の確保が必要
- ② 必要性の高い人を優先的に入所 → 入所者の重度化の進行

	H14	H19
入所者の平均要介護度	3.62	3.95
要介護度3以上の割合	77%	89%

※特別養護老人ホーム入所受付センター：15年度開設

#### (2) 現状の人材確保策

- ①横浜市福祉保健交流センター ウィリング横浜での各種研修の実施
- ②特別養護老人ホーム医療対応促進助成事業（平成16年度～）
  - ・医療ニーズの高い人を一定割合受け入れている施設に対し、看護職人件費の一部を助成
  - ・19年度予算：5,760万円

### 2 障害分野（通所・入所施設）

市内障害関係施設人材確保状況の推移（ヒアリング調査：H20.1時点）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A法人	採用予定数	20人	20人	31人	20人
	応募数	15人	16人	17人	6人
	採用実績	10人	5人	16人	4人
B法人	採用予定数	13人	13人	16人	10人
	応募数	17～19年度は、採用予定の1.5倍程度の応募有り			8人
	採用実績	13人	13人	16人	2人
C法人	採用予定数	13人	9人	11人	12人
	応募数	25人	15人	10人	7人
	採用実績	11人	8人	7人	6人

※ A法人は3通所施設分

※ B法人は17～19年度は1入所施設分、20年度は1入所施設、1通所施設分

※ C法人は1入所施設分

## 第2期横浜市地域福祉計画の策定について

## 1 趣 旨

平成16年5月に横浜市地域福祉計画（平成16年度～平成20年度）を策定し、現在、計画の推進に取り組んでいるところですが、現行市計画の実施状況を踏まえ、次期5か年の地域福祉推進の方向性や重点的に取り組むべき課題及び具体的推進策を示すため、第2期横浜市地域福祉計画を策定します。

## 2 計画期間

平成21年度～平成25年度

## 3 策定体制

## (1) 策定準備会における検討

現行市計画の評価方法や第2期計画の方向性などについて整理するため、昨年9月に第2期計画策定準備会を設置し、検討を進めています。

＜委 員＞ 立教大学コミュニティ福祉学部教授 森本佳樹氏 ほか7名（詳細は裏面のとおりに）

＜検討内容＞ 現行市計画の評価方法、中長期的な地域福祉推進の方向性、第2期計画で重点的に取り組むべき課題など

＜検討期間＞ 今年度末までに検討結果をまとめ、第2期計画策定委員会に引き継ぎます。

## (2) 策定委員会・分科会の設置

策定準備会での検討内容を踏まえ、現行計画の評価を行うとともに、次期5か年の地域福祉推進の方向性等について検討するため、第2期計画策定委員会を設置します。なお、重点的に取り組むべき課題については分科会を設置し、集中的に検討を行います。

＜委 員＞ 策定準備会の委員、市民公募委員、関係団体代表等

＜検討内容＞ 現行市計画の評価、市としての地域福祉推進の方向性、次期5か年で重点的に取り組むべき課題、市リーディング事業など具体的推進策

＜検討期間＞ 20年度早期に設置し、20年度末までに第2期計画を策定します。

## 4 策定準備会でこれまでに出された主な意見

- ・ 市計画は他の行政計画と異なり、数値目標をあまり掲げていないため、評価も定性的に行った方がよい。例えば、「市計画の構成・内容」「区計画の策定・推進への支援」「市リーディング事業の実施状況」などいくつかの視点から、評価できる点と反省点を整理し、第2期計画の策定に活かすなど。
- ・ 区も区計画の評価方法を検討しており、参考となる評価方法の例を市計画で示せるとよい。
- ・ 現行計画ではまだ取組が不十分な地域の要支援者（生活弱者やマイノリティー等）に対する支援の仕組みづくりについて、その考え方を示す必要がある。
- ・ 介護保険の内容なども含め、現行計画策定時とは情勢も大きく変化しており、地域ケアプラザの位置づけやコーディネーターの役割などについて再考する必要がある。
- ・ 区・区社協・地域ケアプラザの関係について整理する必要がある。

## 5 策定スケジュール

	準備会	策定委員会	分科会
平成20年3月	検討結果のまとめ		
平成20年4月		設置 現行市計画の評価 第2期計画の検討	設置 重点課題検討 (策定委員会に随時報告)
9月		↓	↓
平成21年1月		市民意見聴取	
3月		第2期計画の確定	

### 【参考1】これまでの経過

平成16年5月	横浜市地域福祉計画策定
平成16年度	6区で区地域福祉(保健)計画策定
平成17年度	12区で区地域福祉(保健)計画策定
平成18年度	横浜市地域福祉計画策定・推進委員会において市計画の中間振り返りを実施し、市計画で不足していた事項や追記すべき事項を「横浜市地域福祉計画増補版」としてまとめる。
平成19年6月	「横浜市地域福祉計画増補版」発行
平成19年9月	第2期横浜市地域福祉計画策定準備会設置

### 【参考2】策定準備会委員

(敬称略)

委員長	森本 佳樹 (立教大学コミュニティ福祉学部教授)
委員	厚坂 幸子 (ともいくクラブ代表)
〃	大木 幸子 (杏林大学保健学部教授)
〃	丹 直秀 ((財)さわやか福祉財団地域協働プロジェクトリーダー)
〃	長倉 真寿美 (大正大学人間学部講師)
〃	名和田 是彦 (法政大学法学部教授)
〃	松本 和子 (市民セクターよこはま理事長)
〃	山根 誠 (NPO 親がめ代表)



## 後期高齢者医療制度について

## 1 制度変更の概要（現行制度との比較）

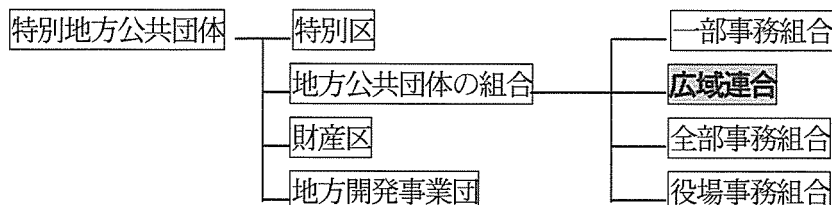
	現行制度 老人保健制度	平成 20 年 4 月～ 後期高齢者医療制度																					
根拠法	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律																					
対象者	①75 歳以上 ②一定の障害のある 65 歳以上の人 (①②ともに健康保険加入者。②については、市町村の認定を受けた人) ※生活保護受給者を除く	①75 歳以上 【加入義務】 ②一定の障害のある 65 歳以上の人 (②については広域連合の認定を受けた人) ※生活保護受給者を除く																					
保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村国民健康保険</li> <li>・国民健康保険組合</li> <li>・健康保険組合</li> <li>・政府管掌健康保険</li> <li>・船員保険等</li> </ul> 各医療保険が並存	後期高齢者医療広域連合 (都道府県単位)  【裏面参照】																					
保険料徴収	世帯単位（国民健康保険の場合） ・被用者保険の場合、被扶養者の保険料負担なし	個人単位 ・原則：年金からの天引き ・応益割（均等割）額と応能割（所得割）額の合計で算定（県内同一の基準） ・保険料率（均等割額、所得割率）は、広域連合が条例により決定（平成 19 年 11 月）。2 年毎に改定される。 【平成 20 年度～平成 21 年度の保険料率】 ・均等割額：39,860 円 ・所得割率：7.45/100 【神奈川県における保険料の平均額】 年金収入 224 万円の単身者の場合 92,750 円/年 ・低所得者、被扶養者の負担軽減あり（軽減分は公費負担（市 1/4）） ・賦課限度額：年間 50 万円（個人）																					
財源構成  (患者窓口負担を除く医療費の財源)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> <th>左の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公費</td> <td>50%</td> <td>国：県：市＝4：1：1</td> </tr> <tr> <td>拠出金</td> <td>50%</td> <td>保険者</td> </tr> </tbody> </table> ※老健受給者は加入の医療保険の保険料納付を通じて負担	項目	割合	左の考え方	公費	50%	国：県：市＝4：1：1	拠出金	50%	保険者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> <th>左の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公費</td> <td>50%</td> <td>国：県：市＝4：1：1</td> </tr> <tr> <td>拠出金</td> <td>40%</td> <td>保険者</td> </tr> <tr> <td>被保険者の保険料</td> <td>10%</td> <td>市町村が徴収</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	左の考え方	公費	50%	国：県：市＝4：1：1	拠出金	40%	保険者	被保険者の保険料	10%	市町村が徴収
項目	割合	左の考え方																					
公費	50%	国：県：市＝4：1：1																					
拠出金	50%	保険者																					
項目	割合	左の考え方																					
公費	50%	国：県：市＝4：1：1																					
拠出金	40%	保険者																					
被保険者の保険料	10%	市町村が徴収																					
医療給付	市町村老人保健 (加入先は違っても、給付は老人保健から)	後期高齢者医療制度																					
窓口負担割合	1 割（現役並み所得の人は 3 割）	1 割（現役並み所得の人は 3 割）																					
診療報酬体系	健康保険と共通	後期高齢者の新たな診療報酬体系を構築																					

## 2 広域連合（特別地方公共団体）について

### (1) 広域連合とは

広域連合は、特別地方公共団体である「地方公共団体の組合」の一類型で、広域的に処理した方が住民サービスにつながる事務や効率的に処理できる事務について市町村が連携・補完して行うことに適しています。

リコールなど、普通地方公共団体と同様の直接請求制度があります。（地方自治法 § 291-2～-13）



### (2) 後期高齢者医療広域連合の設立の根拠

市町村は、平成 18 年度末までに後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。

（高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条）

### (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の設立手続きの経過

時期	項目
H18. 10 末	広域連合規約について 35 市町村長による協議
H18. 11. 8～12. 27	広域連合規約に係る協議について 35 市町村議会の議決
H18. 12. 27	35 市町村長の連名により県知事に設置許可申請（※）
H19. 1. 11	設置許可

（※）現在は、33 市町村となっている。

### (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

#### ① 事務所の位置

横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル

#### ② 広域連合長（市町村長の互選で選出）…石渡 徳一（鎌倉市長）

副広域連合長…島村俊介（松田町長）、中田 宏（横浜市長）

【事務局体制】

市町村からの職員派遣 50 人（うち横浜市 17 人 ※被保険者数割合等による）

#### ③ 広域連合議会

議員定数 20 名（統一地方選挙結果を受けて、各市議会単位で選出）

【市町村別議員定数】

	横須賀	1	藤沢	1	厚木	1	愛川町	1
横浜	7	相模原	1	平塚	1	大和	1	
川崎	3	鎌倉	1	小田原	1	真鶴町	1	

#### ④ 人件費等共通経費の市町村負担割合

均等割（10%）、被保険者数割（45%）、人口割（45%）

【19 年度広域連合共通経費】

金額	概要	金額
14.8 億円 （うち横浜市負担 5.5 億円）	職員人件費	4.3 億円
	事務所賃借等経常経費	1.0 億円
	システム導入等経費	3.3 億円
	保険運営費（被保険者証一斉交付、保険料額通知、帳票印刷等）	6.2 億円

### 3 本市におけるこれまでの広報の取組みについて

「広報よこはま」8月号及び11月号に制度の概要について掲載したほか、町内会連合会や老人クラブ連合会などの関係団体に区役所と連携しながら概要の説明を行ってまいりました。

今後も「広報よこはま」への掲載や、必要に応じて関係団体の説明を行うとともに、対象者への個別通知についても検討を行ってまいります。

#### <参考>

##### (1) 広報紙などへの掲載状況

時期	概要
平成19年3月	老人保健ハンドブック（区保険年金課で配布）に掲載
8月	「広報よこはま」8月号 掲載
9月	国保証更新に伴う証送付時に、同封した「リーフレット」に掲載
10月	「タウンニュース」掲載
11月	「広報よこはま」11月号 掲載

##### (2) 関係団体への主な説明状況 【※】は各区の団体に対しても説明

時期	説明会		
8月31日	市保健活動推進委員会【※】		
9月3日	市民児協理事会【※】		
9月6日	市老人クラブ連合会【※】		
9月12日	市町内会連合会【※】	市社協高齢者福祉部会	市病院協会理事会
9月20日	区社協部会		
9月26日	介護保険事業者等講習会		
11月2日	国民健康保険運営協議会		

##### (3) 今後予定している対象者への個別周知について

時期	項目
20年1月	対象者にダイレクトメール発送
2月	「広報よこはま」（医療制度改革関係）特集号
3月	対象者に被保険者証送付時に制度案内を同封

上記のほか、国や広域連合においても広報物の作成をしております。